

契約締結前の書面

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規程により、お客様にお渡しする書面です。)

この書面をよくお読みください。

商号 有限会社 日本あすなろ投資顧問
住所 〒106-0032
東京都港区六本木 3 丁目 18-12 ゲッツビルディング 605
TEL 03-6459-1195 (転送・留守番電話の場合もあります。)
FAX 03-6459-1196

金融商品取引業者 当社は、投資助言業を行う金融商品取引業者です。
登録番号 : 関東財務局長(金商) 第 686 号

○ 投資顧問契約の概要

- ① 投資顧問契約は、有価証券等の価値等の分析に基づく投資判断をお客様に助言する契約です。
- ② 当社の助言に基づいて、お客様が投資を行った成果は、すべてお客様に帰属します。

当社の助言はお客様を拘束するものではなく、有価証券等の売買を強制するものではありません。
売買の結果、お客様に損害が発生することがあっても、当社はこれを賠償する責任は負いません。

○ 電磁的方法による申込み

契約締結前交付書面、契約締結時交付書面、これらに関する変更書類につきましては電磁的方法による交付とさせていただきます。

弊社が行う電磁的方法による交付は次の方法によるものとします。

- 1.電子メールを利用して、お客様の使用するパソコン又はお客様が契約しているデータセンター等に書面の記載事項を送信し、当該パソコン等に備えられたお客様のファイルに当該記載事項を記録する方法
- 2.弊社ホームページにおいて書面の記載事項をお客様の閲覧に供し、お客様の使用するパソコン又はお客様が契約しているデータセンター等に備えられたお客様のファイルに記載事項を記録する方法
- 3.弊社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を

通じてお客様の閲覧に供し、弊社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該書面に記載すべき事項を記録する方法

○ 報酬等について

(1) 助言の内容及び方法並びにその回数

主に国内上場株式、国債、国内普通社債、国内外投資信託、日経平均先物及び日経225オプション、海外上場株式等の価値の分析又はこれらの価値の分析、投資判断の助言。

またこれらの価値に基づく投資判断に関し、次の会員区分に従い助言を行います。

- ・会員 ID及びパスワードを発行し、電子メール及びサイトページ内を通じて情報を提供します。投資情報(デリバティブ・外国証券等を含む)を提供します。情報提供または個別の相談を受けつけます。

単発スポット契約プラン

弊社が推奨する個別銘柄情報を原則週に1銘柄記載、更新し、電子メール及びサイトページ内を通じて配信します。

情報提供毎の募集期間・募集定員・情報提供日・助言内容・助言方法・投資金額・情報料金に関しては、募集時の内容詳細ページにて事前確認が可能です。

契約締結後、契約締結時交付書面を受け取った日を含めて10営業日(土日祝日その他弊社の休業日を除いた日)以内に提供します。

・プレミアムメール会員

会員の中から希望に応じ、プレミアムメール会員を受けつけます。

契約期間中、弊社が推奨する銘柄を原則1日2銘柄以上(土日祝日その他弊社の休業日を除いた日)、電子メールにより提供します。

電子メール内に市場動向および助言内容を記載します。

電話による助言はおこないません。

・ダイヤモンド会員

会員の中から希望に応じ、ダイヤモンド会員を受けつけます。

契約期間中、単発スポット契約プランにて推奨する銘柄を提供します。

その際、別途単発スポット契約プランの情報料は必要ありません。

ただし単発スポット情報提供条件は以下の通りとします。

単発スポット募集締切りの前営業日までに契約締結時書面が交付され

ていること。

最初に参加いただける単発スポットプランは「募集中の単発スポットプラン」となり、最後に参加いただける単発スポットプランは契約期間中に「公開日を迎えた単発スポットプラン」となります。

・ダイヤモンドVIP会員

会員の中から希望に応じ、ダイヤモンドVIP会員を受けつけます。

契約期間中、単発スポット契約プランにて推奨する銘柄を提供します。

その際、別途単発スポット契約プランの情報料は必要ありません。

ただし単発スポット情報提供条件は以下の通りとします。

単発スポット募集締切りの前営業日までに契約締結時書面が交付されていること。

最初に参加いただける単発スポットプランは「募集中の単発スポットプラン」となり、最後に参加いただける単発スポットプランは契約期間中に「公開日を迎えた単発スポットプラン」となります。

その他弊社が推奨する銘柄を電話・電子メールにより提供し、随時売買の助言を行います。

特別な事象が無い限り、原則週に2銘柄以上の推奨銘柄を提供します。プレミアムメール会員サービスが付帯されます。

・成果報酬会員

会員の中から希望に応じ、成果報酬会員を受けつけます。

契約期間中、弊社が推奨する銘柄を電話・電子メールにより提供し、随時売買の助言を行います。

有価証券の売買差益から別途成果報酬をいただきます。

助言は各コースに応じて下記回数で行います。

契約期間 90日：原則、契約期間内に3銘柄以上

契約期間 180日：原則、契約期間内に6銘柄以上

契約期間 360日：原則、契約期間内に12銘柄以上

(2)報酬体系

①報酬体系

・会員 単発スポット契約プラン 報酬額 9,800円～300,000円(税別)

・プレミアムメール会員

契約期間 30日 2,980円(税別)(入会日の翌営業日より30日間)

入会日とは、契約締結時(報酬の決済日)をいいます。

自動継続契約の 30 日間とは契約満了日(継続決済日)の翌日から 30 日間とします。

・ダイヤモンド会員

契約期間 30 日 98,000 円(税別)(入会日の翌営業日より 30 日間)
契約期間 90 日 278,000 円(税別)(入会日の翌営業日より 90 日間)
契約期間 180 日 528,000 円(税別)(入会日の翌営業日より 180 日間)
契約期間 360 日 980,000 円(税別)(入会日の翌営業日より 360 日間)
入会日とは、契約締結時(報酬の決済日)をいいます。

・ダイヤモンド VIP 会員

契約期間 30 日 298,000 円(税別)(入会日の翌営業日より 30 日間)
契約期間 90 日 848,000 円(税別)(入会日の翌営業日より 90 日間)
契約期間 180 日 1,600,000 円(税別)(入会日の翌営業日より 180 日間)
契約期間 360 日 3,000,000 円(税別)(入会日の翌営業日より 360 日間)
入会日とは、契約締結時(報酬の決済日)をいいます。

・成果報酬会員

契約期間 90 日 300,000 円(税別)(入会日の翌営業日より 90 日間)
内訳:会費 15 万円/登録費 15 万円 別途成果報酬
契約期間 180 日 550,000 円(税別)(入会日の翌営業日より 180 日間)
内訳:会費 27.5 万円/登録費 27.5 万円 別途成果報酬
契約期間 360 日 1,000,000 円(税別)(入会日の翌営業日より 360 日間)
内訳:会費 50 万円/登録費 50 万円 別途成果報酬
入会日とは、契約締結時(報酬の決済日)をいいます。

成果報酬については有価証券の売買差益から、売買手数料・源泉徴収税・消費税・信用取引金利を差し引いた額に 15%(税別)を乗じた金額とし、1 銘柄ごとに精算する。また計算結果の 1,000 円未満は切り捨てます。損金発生の場合は、次回以降の利益金と相殺し、精算します。契約中または契約満了日から 3 ヶ月以内に契約を更新する場合、登録費を無料とします。手持ち有価証券について新株が無償交付された場合は、修正価格又は増加株数にて計算します。弊社の助言に基づき買付けた有価証券について、弊社が益出し売買の助言をしたにも関わらず、会員の意思で決済しなかった場合には、決済助言の翌日の寄付値にて差益計算します。弊社への報告前に会員の意思で決済した場合は、その価格にて差益計算します。

契約期間満期日又は、中途解約日の手持ち有価証券については、契約期間満期日又は、中途解約日の寄付値で評価し精算します。

(契約更新の場合はその限りではありません。)

弊社助言に基づき売買した有価証券については売買報告書を送付していただきます。(写しも可。)

但し、売買報告書の送付がない場合は、弊社売買助言伝票の記載により確認します。

②報酬の支払い方法

お支払いの方法は原則として以下の通りとさせていただきます。

クレジットカード・銀行振込

ただし、プレミアムメール会員はクレジットカード決済のみといたします。

③報酬の支払い時期

・会員 原則契約時、前払い制

・プレミアムメール会員 原則契約時、前払い制

契約期間終了5日前までに利用終了の申し出が無い場合は自動継続とします。

・ダイヤモンド会員 原則契約時、前払い制

・ダイヤモンドVIP会員 原則契約時、前払い制

・成果報酬会員 原則契約時、前払い制(会費および登録費)

成果報酬は対象有価証券の売買後5日以内(証券会社の受渡日の翌日)を原則とする。

なお、上記の報酬体系は個人を対象としたものであり、法人等は助言内容等により、別途契約によって定めるものといたします。

(1)クレジットカードによるお支払を申し込んだお客様に対しては、契約お申し込み時に報酬を決済頂き、弊社の指定する日時に電子メール及びサイトページ内を通じて助言に係わる情報を配信致します。

(2)銀行振込によるお支払を申し込まれたお客様は、弊社指定の銀行口座に情報提供料金をお振込み頂き、弊社でお振込みを確認した後、弊社の指定する日時に電子メール及びサイトページ内を通じて助言に係わる情報を配信致します。

なお、振込手数料はお客様のご負担となります。

【振込先】

三井住友銀行 赤坂支店

(普通) 9220968 ユ)ニホンアスナロトウシコモン

みずほ銀行 赤坂支店

(普通) 2280865 ユ)ニホンアスナロトウシコモン

○有価証券等に係るリスク

投資顧問契約により助言する有価証券等についてのリスクは次のとおりです。

①株式

株価変動リスク: 株価の変動により、投資元本を割り込むことがあります。また、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込んだり、その全額を失うことがあります。株式発行者の信用リスク: 市場環境の変化、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により売買に支障をきたし、換金できないリスクがあります(流動性リスク)。この結果投資元本を割り込むことがあります。

②信用取引等

信用取引や有価証券関連デリバティブ取引においては、委託した証拠金を担保として証拠金を上回る多額の取引を行うことがありますので、上記の要因により生じた損失の額が証拠金の額を上回る(元本超過損が生じる)ことがあります。信用取引の対象となっている株式等の発行者又は保証会社等の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、信用取引の対象となっている株式等の価格が変動し、委託証拠金を割り込むこと、又、損失の額が委託証拠金の額を上回ることがあります。

○クーリング・オフの適用

この投資顧問契約は、クーリング・オフの対象になります。具体的な取扱は、次のとおりです。

(1)クーリング・オフ期間内の契約の解除

①お客様は、契約締結時の書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面による意思表示で投資顧問契約の解除を行うことができます。

②契約の解除日は、お客様がその書面を発した日となります。

③契約の解除に伴う報酬の精算は、次のとおりとなります。

なお、単発スポット契約プランを契約したお客様については、銘柄の配信完了をもって投資顧問契約に基づく助言が完了したものとします。

・投資顧問契約に基づく助言を行っていない場合: 投資顧問契約締結のために通常要する費用(書類、通信費等)相当額をいただきます。

・投資顧問契約に基づく助言を行っている場合:

単発スポット契約プランの場合は、所定の銘柄数が1銘柄の場合には、助言の提供が1回限り

であり且つ報酬は原則前払い制であるため、相談後の返金には一切応じないものとします。また、所定の銘柄数が複数の場合には、助言回数を割って計算した報酬額をいただきます。その他の契約の場合は、日割り計算した報酬額(契約期間に対応する報酬額÷契約期間の総日数×契約締結時の書面を受け取った日から解除日までの日数。ただし、社会通念上妥当であると認められる分のみ。)をいただきます。この場合、計算の結果生じた一円未満の端数は切り捨てます。報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額をお返しいたします。契約解除に伴う損害賠償、違約金はいただきません。

(2)クーリング・オフ期間経過後の契約の解除

- ①クーリング・オフ期間経過後は、契約を解除しようとする日の30日前までの書面による意思表示で契約を解除できます。なお、契約解除の場合は、解除までの期間に相当する報酬額として日割り計算し、書面を発した日の30日後までの額をいただきます。成果報酬会員の契約解除の場合、登録費全額および、会費分の解除までの期間に相当する日割り計算した報酬額をいただきます。報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額をお返しいたします。
- ②プレミアムメール会員は上記①とは別に、契約期間終了5日前までに利用終了の申し出により契約を解除できます。なお、日割り計算での返金には一切応じないものとします。

○租税の概要

お客様が有価証券等を売買される際には、売買された有価証券等の税制が適用され、例えば、株式売買益に対する課税、有価証券等から得る配当、利子等への課税が発生します。

○投資顧問契約の終了の事由

投資顧問契約は、次の事由により終了します。

- ① 契約期間の満了(契約を更新する場合は除きます。)
- ② クーリング・オフ又はクーリング・オフ期間契約後において、お客様からの書面による契約解除の申出があったとき。(詳しくは上記クーリング・オフの適用を参照下さい。)
- ③ 当社が、契約の不成立及び契約解除に該当すると判断したとき。
- ④ 当社が、投資顧問業を廃業したとき。

○禁止事項

当社は、当社が行う投資助言業務に関して、次のことが法律で禁止されています。

①顧客を相手方として又は顧客のために以下の取引を行うこと。

- ・有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引。
- ・有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理。
- ・次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理

取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引

外国金融市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引

- ・店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎもしくは代理。

②当社及び当社と密接な関係にある者が、いかなる名目によるかを問わず、顧客から金銭・有価証券の預託を受け、又は当社及び当社と密接な関係にある者に顧客の金銭、有価証券を預託させること。

③顧客への金銭・有価証券の貸付け、又は貸付けの第三者への媒介、取次ぎ、代理をおこなうこと。

会社の概要

- | | |
|----------------------|--|
| 1. 資本金 | 990 万円 |
| 2. 役員の氏名 | 取締役社長 大石 恭嗣 |
| 3. 主要株主 | 大石 恭嗣 |
| 4. 分析・投資判断者 | 加藤 翠 溝口 徹 上原 恭平 大石 恭嗣 藤井 勝行 |
| 5. 助言者 | 加藤 翠 溝口 徹 上原 恭平 大石 恭嗣 藤井 勝行 |
| 6. 当社への連絡方法及び苦情等の申出先 | 電話番号 03-6459-1195
メールアドレス info@1376.co.jp |

7. 当社が加入している金融商品取引業協会

関東財務局で、当社の登録簿を自由にご覧になれます。

また、当社は、一般社団法人日本投資顧問業協会の会員であり、
会員名簿を協会事務局で自由にご覧になれます。

8. 当社の苦情処理措置について

(1) 当社は、お客様からの苦情等のお申出に対して、真摯に、また迅速に対応し、お客様のご理解をいただくよう努めています。

当社の苦情等の申出先は、上記 6 の苦情等の申出先のとおりです。

また、苦情解決に向けての標準的な流れは次のとおりです。

- ①お客様からの苦情等の受付
- ②社内担当者からの事情聴取と解決案の検討
- ③解決案のご提示・解決

(2) 当社は、上記により解決を図るほかに、次の団体を通じて苦情の解決を図ることとしています。

この団体は、当社が加入しています一般社団法人日本投資顧問業協会から苦情の解決についての業務を受託しており、お客様からの苦情を受け付けています。

この団体をご利用になる場合には、次の連絡先までお申出ください。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

電話 0120-64-5005(フリーダイヤル)(月～金/9:00-17:00 祝日等を除く)

同センターが行う苦情解決の標準的な流れは次のとおりです。

詳しくは同センターにご照会ください。

- ①お客様からの苦情の申立
- ②会員業者への苦情の取次ぎ
- ③お客様と会員業者との話し合いと解決

9. 当社の紛争解決措置について

当社は、上記の特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センターが行うあっせんを通じて紛争の解決を図ることとしています。

同センターは、当社が加入しています一般社団法人日本投資顧問業協会からあっせんについての業務を受託しており、あっせん委員によりあっせん手続きが行われます。

当社との紛争の解決のため、同センターをご利用になる場合は、上記の連絡先にお申出ください。

同センターが行う苦情解決の標準的な流れは次のとおりです。

詳しくは同センターにご照会ください。

- ①お客様からのあっせん申立書の提出
- ②あっせん申立書受理とあっせん委員の選任
- ③お客様からのあっせん申立金の納入
- ④あっせん委員によるお客様、会員業者への事情聴取
- ⑤あっせん案の提示、受諾

10. 当社が行う業務

投資助言業